

毎週火、金曜日発行（但し休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

◇告示

魚市場の登録

健康保険法による保険医療機関の指定
結核予防法による医療機関の指定

土地改良区の設立認可に係る土地改良事業計
画書の写し等の縦覧

◇教委告示 県立幼稚園の園児の募集

定例教育委員会の招集

◇公安告示 道路交通法による聴聞会の開催

目次

次

十四条の規定により告示する。

昭和三十八年十一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 開設者の住所及び氏名

倉吉市巣城三七五ノ一番地

倉吉魚市株式会社

代表取締役 松 原 治

二 名称 倉吉魚市場

倉吉市巣城三七五ノ一番地

三 所在地 倉吉市巣城三七五ノ一番地

四 登録期間

昭和三十八年十一月二十五日から

昭和四十三年十一月二十四日まで

鳥取県告示第六百二十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ

鳥取県魚市場条例（昭和二十五年四月鳥取県条例第九号）第四条第一項の規定により、昭和三十八年十一月二十五回魚市場として次のとおり登録したので、同条例第

陰薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭

和三十二年政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。

昭和三十八年十一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

00752

昭和38年11月29日 金曜日 鳥取県公報 第3484号 (第3種郵便物可)

2

名 称 所 在 地	開設者氏名	管 理 者 氏名	診 療 科 名	指 定 年 月 日	記 号 番 号	指 定 年 月 日	表 号 数 用
松本 医 院 鳥取市東品治町五の 米子市諏訪二〇〇の	松本 正威	同 上	皮フ科、泌尿器科	取医六九	三八、一、一	乙	再指定
小仲 倉 倉吉市中河原	仲倉 文威	"	内 科、外 科	米医五四	"	"	"
鶴出 張所	"	"	内 科、放 射 線 科	境医二五	"	"	"
池淵 医 院 境港市栄町二三	池淵 正賢	"	内 科、外 科	倉医三三	"	"	"
中島 "	中島 富久	"	内 科、外 科	八医三五	"	"	"
大坪 中岡 大坪出張診療所	田中哲之助	"	内 科、外 科	二九	"	"	"
中島 "	相生町四一	"	内 科、外 科	三六	"	"	"
柿坂 "	用瀬町用瀬	菊川 定子	全 科	三七	"	"	"
柿坂 "	八東町北山	柿坂 猶介	"	三八	"	"	"
若柿 桂坂 若桜出張所	若桜町若桜	"	"	三九	"	"	"
井上 上張 医院	佐治村加茂	井上 武	内 科、外 科	西医二八	"	"	"
佐治 出張 診療所	"	"	内 科、小兒科、婦人科	日医二七	"	"	"
小谷 診療所	西伯郡名和町御来屋	小谷 晴彦	内 科、小兒科、婦人科	八齒一五	"	"	"
佐伯 医 院	日野郡日野町黒坂	佐伯 貞	内 科、小兒科、婦人科	八齒一四	"	"	"
大島 虹科医院	八野郡船岡町船岡	大島 隼人	歯 科	"	"	"	"

00753

(第3種郵便物可)

3 昭和38年11月29日 金曜日 鳥取県公報 第3484号

寺岡 医 院 鳥取市松原一一六	出 本 庫 科 医 院 張 所 西伯郡西伯町落合	寺岡 敏行	辻 本 正 夫	"	"	"	"
寺岡 医 院 鳥取市松原	寺岡 医 院 鳥取市松原	内 科、小兒科	内 科、小兒科	取医九三	三八、一、九	乙	指新定規
寺岡 医 院 鳥取市松原	寺岡 医 院 鳥取市松原	内 科、小兒科	内 科、小兒科	取医九三	三八、一、九	乙	指新定規
寺岡 医 院 鳥取市松原	寺岡 医 院 鳥取市松原	内 科、小兒科	内 科、小兒科	取医九三	三八、一、九	乙	指新定規
寺岡 医 院 鳥取市松原	寺岡 医 院 鳥取市松原	内 科、小兒科	内 科、小兒科	取医九三	三八、一、九	乙	指新定規

鳥取県告示第六百二十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、
結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年十一月二十九日

規 定 に よ り 、 次 の よ う に 縦 覧 に 供 す る 。

昭和三十八年十一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗	寺岡 敏 行
一 縦 覧 に 供 す る 書 類 の 名 称	二
(一) 土地改良事業計画書の写し	一
二 定款の写し	二

鳥取県告示第六百二十二号

昭和三十八年十一月八日付けで西伯郡西伯町大字福成

亀尾忠治ほか三十一年の者から申請のあつた天津土地改

良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び
定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改
良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八条第四項の

00754

昭和三十八年十一月二十九日 金曜日 鳥取県公報 第3484号

二、縦覽に供する期間

昭和三十八年十二月一日から二十日間とする。

三、縦覽に供する場所

西伯町役場

四、異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十二号

昭和三十九年度県立幼稚園の園児を次の要項により募集する。

昭和三十八年十一月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎
昭和三十九年度県立幼稚園園児募集要項

一 園児募集校 鳥取市東町一丁目

鳥取西高等学校付属幼稚園

二 応募資格 昭和三十三年四月二日から昭和三十四

午前九時からとする。

六 選拔実施場所 鳥取西高等学校付属幼稚園

七 選抜実施場所 鳥取西高等学校付属幼稚園

八 選抜方法 入園志願者が募集人員をこえた場合は、簡単なテストによる選抜を行なう。なお、入園志願者が募集人員をこえた場合は、簡単なテストによる選抜を行なう。

満たない場合であつても、保護者及び

三 募集人員 約一八〇名(五才児約一五〇名)
四 入園志願書用紙の交付

交付期日 昭和三十八年十二月二日(月)から昭和三十九年十二月二十日(金)までの午前九時から午後四時までとする。

五 入園志願書の受付

1 受付期間 昭和三十八年十二月十日(火)から昭和三十九年十二月二十日(金)までの午前九時から午後四時までとする。

2 受付場所 鳥取西高等学校付属幼稚園

3 募集人員 約一八〇名(五才児約一五〇名)

4 入園志願書用紙の交付

年四月一日までに出生した者(五才児)

昭和三十四年四月二日から昭和三十五

年四月一日までに出生した者(四才児)

(四才児約三〇名)

00755
(第3種郵便物) 司

5 昭和三八年十一月二十九日 金曜日 鳥取県公報 第3484号

び入園志願者との面談を行なう。

九 入園許可者の発表
道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

1 期日 昭和三十八年十一月二十三日(月)正午
2 場所 鳥取西高等学校付属幼稚園

昭和三十八年十一月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

鳥取県教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十八年十一月二十九日

1 聽聞の期日及び場所

昭和三十八年十二月十九日 午後一時から

鳥取市吉方 鳥取警察署

2 聽聞当事者の住所及び氏名

(1) 八頭郡瀬町大字用瀬四六〇

自動車運転者 右手正志

(2) 岩美郡岩美町大字網代二八の一〇

自動車運転者 浜田登貴治

(3) 鳥取市古海七七七

4 自動車運転者 吉村辰夫

公安委員会告示

自動車運転者 鈴木 銳

(5) 八頭郡郡家町福地三五〇

自動車運転者 田中

(6) 鳥取市徳吉一六二

自動車運転者 大村忠寿

(7) 鳥取市布勢四〇八

自動車運転者 坂根哲郎

(8) 倉吉市上余戸一四一

自動車運転者 牧田真志男

(9) 鳥取市円通寺二七四の一

自動車運転者 山根進

(10) 鳥取市田島六〇〇

自動車運転者 田中義勝

(11) 鳥取市円通寺二七四の一

自動車運転者 山根進

(12) 鳥取市田島六〇〇

自動車運転者 田中義勝

(13) 鳥取市田島六〇〇

自動車運転者 田中義勝

(14) 鳥取市田島六〇〇

自動車運転者 田中義勝

(15) 鳥取市田島六〇〇

自動車運転者 田中義勝

(16) 鳥取市田島六〇〇

自動車運転者 田中義勝

(17) 鳥取市田島六〇〇

自動車運転者 田中義勝

(18) 鳥取市田島六〇〇

自動車運転者 田中義勝

(19) 鳥取市田島六〇〇

自動車運転者 田中義勝

(20) 鳥取市田島六〇〇

自動車運転者 田中義勝

(21) 鳥取市田島六〇〇

自動車運転者 田中義勝

(22) 鳥取市田島六〇〇

自動車運転者 田中義勝

(23) 鳥取市田島六〇〇

自動車運転者 田中義勝

(24) 鳥取市田島六〇〇

自動車運転者 田中義勝

(25) 鳥取市田島六〇〇

自動車運転者 田中義勝

(26) 鳥取市田島六〇〇

自動車運転者 田中義勝

(1) 境港市外江町二、九四九
自動車運転者 能海正司
(2) 西伯郡伯仙町福万一八四
自動車運転者 田中定雄
(3) 米子市花園町五五の三
自動車運転者 塩谷福雄
(4) 米子市錦町三丁目五三
自動車運転者 青砥巖
(5) 米子市花園町四〇
自動車運転者 斎藤佳久
(6) 米子市万能町四九一
自動車運転者 山崎義夫
(7) 境港市中野町四九一
自動車運転者 足立肇
(8) 米子市東福原三九五
自動車運転者 河津修一

昭和四年四月十五日第三種便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印 刷 所 鳥取県鳥取市栗谷町

走 館 鳥取県鳥取市栗谷町

刷 刷 所 鳥取県鳥取市栗谷町

所

二 米子地区

1. 聽聞の期日及び場所

昭和三十八年十二月十二日 午後一時から

2. 聽聞当事者の住所及び氏名

米子市万能町 米子警察署